



2019年3月26日

各位

会社名 サンバイオ株式会社
代表者名 代表取締役社長 森 敬太
(コード番号: 4592 東証マザーズ)
問い合わせ先 執行役員経営管理部長 角谷 芳広
(TEL. 03-6264-3481)

ストック・オプション（新株予約権）の取得・消却及び発行計画等に関するお知らせ

当社は、2019年3月26日開催の取締役会において、当社が既に発行した新株予約権の一部について取得・消却又は消滅の確認をすることとした上で、当社及び当社の子会社の従業員（当社の取締役を兼任する者を含みます。）に対するストック・オプションの発行計画を、2019年4月26日に開催される当社第6回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

I. 既発行の新株予約権の取得及び消却について

1. 新株予約権を取得及び消却する理由

当社が既に発行している新株予約権のうち、第6回乃至第9回及び第11回新株予約権については、付与対象者である従業員の退職により、各回次の新株予約権の発行要領中の無償取得事由に該当することとなったものがありますので、当該発行要領の規定に基づき、下記のとおり、合計9,281個の新株予約権（その目的である株式は、普通株式9,281株）について、当社にて無償取得の上、消却することを決議いたしました。

2. 新株予約権の取得及び消却日

2019年4月11日

3. 取得及び消却の対象となる新株予約権

(1) 第6回新株予約権

新株予約権の割当日	平成26年12月15日
新株予約権の発行総数	223,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 223,000株
新株予約権の行使価額	300円

取得する新株予約権の数	5,709 個
新株予約権の取得価額	無償
消却する新株予約権の数	5,709 個

(2) 第7回新株予約権

新株予約権の割当日	平成 28 年 5 月 16 日
新株予約権の発行総数	83,300 個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 83,300 株
新株予約権の行使価額	1,766 円
取得する新株予約権の数	1,443 個
新株予約権の取得価額	無償
消却する新株予約権の数	1,443 個

(3) 第8回新株予約権

新株予約権の割当日	平成 28 年 11 月 28 日
新株予約権の発行総数	29,500 個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 29,500 株
新株予約権の行使価額	1,436 円
取得する新株予約権の数	782 個
新株予約権の取得価額	無償
消却する新株予約権の数	782 個

(4) 第9回新株予約権

新株予約権の割当日	平成 29 年 5 月 12 日
新株予約権の発行総数	15,600 個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 15,600 株
新株予約権の行使価額	1,261 円
取得する新株予約権の数	1,247 個
新株予約権の取得価額	無償
消却する新株予約権の数	1,247 個

(5) 第11回新株予約権

新株予約権の割当日	平成 30 年 5 月 15 日
新株予約権の発行総数	3,100 個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 3,100 株
新株予約権の行使価額	1 円
取得する新株予約権の数	100 個
新株予約権の取得価額	無償
消却する新株予約権の数	100 個

4. 業績に与える影響

業績に与える影響は軽微であります。

II. 既発行の新株予約権の消滅の確認について

1. 新株予約権の消滅を確認する理由

当社が既に発行している新株予約権のうち、第3回乃至第5回新株予約権については、付与対象者である従業員の退職により、各回次の新株予約権の発行要領中の行使条件を満たさなくなったものがありますので、2019年3月26日開催の取締役会において、下記のとおり、合計108,786個の新株予約権（その目的である株式は、普通株式108,786株）について、当該従業員の復職等の可能性がなく、新株予約権が行使不能により消滅していることを確認する旨の決議を行いました。

2. 新株予約権の消滅確認日

2019年3月26日

3. 消滅確認の対象となる新株予約権

(1) 第3回新株予約権

新株予約権の割当日	平成26年1月2日
新株予約権の発行総数	1,080,044個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,080,044株
新株予約権の行使価額	39円
消滅が確認された新株予約権の数	10,189個

(2) 第4回新株予約権

新株予約権の割当日	平成26年1月2日
新株予約権の発行総数	558,730個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 558,730株
新株予約権の行使価額	80円
消滅が確認された新株予約権の数	61,388個

(3) 第5回新株予約権

新株予約権の割当日	平成26年4月30日
新株予約権の発行総数	745,250個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 745,250株
新株予約権の行使価額	300円
消滅が確認された新株予約権の数	37,209個

4. 業績に与える影響

業績に与える影響は軽微であります。

Ⅲ. 従業員へのストック・オプション発行計画の定時株主総会への付議について

1. 提案の理由

当社は、当社及び当社の子会社の従業員（当社の取締役を兼任する者を含みます。）の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の中長期的な企業価値向上に資することを目的として、当社及び当社の子会社の従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権を発行したいと考えております。

その発行の際には、会社法第238条及び第240条の定めに従い、当社取締役会の決議をもって新株予約権の募集事項を決定いたしますが、米国カリフォルニア州に所在する当社の子会社 SanBio, Inc. の米国従業員を対象者に含めて新株予約権を発行するに当たっては、米国法上、新株予約権の発行の計画の内容を株主総会の決議により定めることが必要となる場合があることから、当該計画の内容として、下記2. の内容の「サンバイオ株式会社 2019年～2021年インセンティブ・ストック・オプション・プラン」（以下「2019年インセンティブ・プラン」といいます。）の承認を、2019年4月26日に開催される当社第6回定時株主総会に付議することといたしました。

2019年インセンティブ・プランに基づき発行される新株予約権は、その行使価額について、新株予約権の割当日における当社株式の公正価値を下回らないものとするにより（下記2.

（5）ご参照）、割当日後の当社株価の上昇分が従業員（当社の取締役を兼任する者を含みます。）の利益となるようにするものです。このストック・オプションを発行することにより、優秀な人材の確保の手段としてストック・オプションを活用するほか、当社グループ全体の中長期的な企業価値の向上に向けた従業員の意欲や士気を多角的に喚起することが可能になるものと考えています。

なお、2019年インセンティブ・プランの対象者となる当社及び当社の子会社の従業員の中には、当社の取締役を兼任する者が含まれる予定であり、当該兼任者に対するストック・オプションの付与については、取締役の報酬等として重ねてご承認をお願いする議案を、当社第6回定時株主総会に付議することとしております。当該議案においては、当社の取締役に対し、168百万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行し、当該新株予約権は、2019年インセンティブ・プランの範囲内で発行され、当社の取締役への当該新株予約権の発行数は40,000個（その当初の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式40,000株）を上限とすることのご承認をお願いすることとなります。

2019年インセンティブ・プランに基づき発行される新株予約権の目的である株式は、当社普通株式最大250,000株（前期末（2019年1月31日）時点の発行済株式総数に対して約0.5%相当）であるところ、上記Ⅰ. 及びⅡ. 記載のとおり取得・消却され又は消滅の確認がされる新株予約権の目的である株式の合計数が118,067株（前期末（2019年1月31日）時点の発行済株式総数に対して約0.2%相当）であること、また、上記のとおり、2019年インセンティブ・プランは、当社及び当社の子会社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の中長期的な企業価値向上に資することを目的とするものであることから、適切な規模であるものと考えております。

2. スtock・オプションの発行の計画の内容

（1）2019年インセンティブ・プランに基づき発行される新株予約権

当社の新株予約権（以下2.において「本新株予約権」という。）を発行する。本新株予約権は、インセンティブ・ストック・オプション（米国内国歳入法典第422条で定義されるところを意味する。以下2.において「ISO」という。）又はISOとして適格とならないストック・オプションとして発行することができる。

(2) 本新株予約権の割当対象者

当社及び当社の子会社（米国内国歳入法典第424条(f)で定義されるところを意味する。）の従業員

（注）当社の取締役を兼任する者を含みます。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数

当社普通株式 最大 250,000 株（前期末（2019年1月31日）時点の発行済株式総数に対して約0.5%相当）

本新株予約権が未行使のまま失効又は行使不能となった場合には、2019年インセンティブ・プランが終了しておらず、かつ、下記(9)の定めに従う限り、当社は、当該本新株予約権の目的である株式（以下「再利用対象株式」という。）を、2019年インセンティブ・プランに基づく将来の株式の付与又は売却に用いることができる。

なお、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を比例按分して調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合等の比率}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の行使により取得される株式数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(4) 本新株予約権1個当たりの割当時の払込金額

金銭の払込みは不要とする。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額の概要

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額（以下2.において「行使価額」という。）は、本新株予約権の割当日における当該株式の公正価値を下回らないものとする。

また、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合等の比率}}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(6) 本新株予約権の行使期間

2019年インセンティブ・プランに基づく本新株予約権の行使期間は、割当日から10年以内でなければならない。

(7) 本新株予約権の譲渡禁止

当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、(i)遺言によるか、(ii)相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は(iii)1933年米国証券法（その後の変更を含む。）（以下2.において「米国証券法」という。）規則701により認められるところに従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が1934年米国証券取引所法（その後の変更を含む。）（以下2.において「米国証券取引所法」という。）第13条又は第15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に

基づき公布される規則 12h-1(f)に定められるところによる米国証券取引所法に基づく登録の免除（以下 2. において「規則 12h-1(f)免除」という。）に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は（行使する前は）本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法（ショートポジション、「プットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」（それぞれ米国証券取引所法規則 16a-1(h)及び規則 16a-1(b)に定義されるところを意味する。）をとる方法を含む。）によっても、(i)贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」（米国証券法規則 701(c)(3)に定義されるところを意味する。）である者に対して、又は(ii)加入者が死亡するか若しくは無能力となった時点で加入者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、いずれの場合においても、継続的に規則 12h-1(f)免除に依拠するために必要となる範囲において、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則 12h-1(f)により許される範囲内で、又は、当社が規則 12h-1(f)免除に依拠しない場合には 2019 年インセンティブ・プランにより許される範囲内で、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

(8) 本新株予約権の行使可能性

米国カリフォルニア州の従業員に関して、本新株予約権を行使する権利は、本新株予約権者が当社又は当社の子会社における自らの雇用が終了する日に行使する権利を有する範囲内で、以下のうち最も早い時点まで引き続き行使することができるものとする。

- (i) 雇用の終了が死亡又は無能力に起因する場合、当該終了日から 6 ヶ月（本新株予約権に係る発行要領又は新株予約権割当契約において 6 ヶ月よりも長い期間が定められている場合には、当該期間）が経過する時点
- (ii) 雇用の終了が死亡又は無能力以外の理由に起因する場合、当該終了日から 30 日（本新株予約権に係る発行要領又は新株予約権割当契約において 30 日よりも長い期間が定められている場合には、当該期間）が経過する時点
- (iii) 本新株予約権が失効するまでの最長期間の末日

(9) 2019 年インセンティブ・プランの有効期間

2019 年インセンティブ・プランに基づくいずれの本新株予約権も、(a)当社の取締役会が 2019 年インセンティブ・プランを決定する日、又は(b)当社の株主が 2019 年インセンティブ・プランを承認する日のいずれかの早い方の日から 3 年以内に発行されなければならない。但し、2019 年インセンティブ・プランに基づき発行され、再利用対象株式のみを目的とする本新株予約権については、当該 3 年の経過後においても発行することができるものとするが、いかなる場合であっても、(i)当社の取締役会が 2019 年インセンティブ・プランを決定する日、又は(ii)当社の株主が 2019 年インセンティブ・プランを承認する日のいずれかの早い方の日から 10 年以内に発行されなければならない。

(10) 2019年インセンティブ・プランの加入者に対する情報の提供

(i) 2019年インセンティブ・プランの加入者の総数が500名以上となり、当社が規則12h-1(f)免除に依拠する日、又は(ii)当社が米国証券法規則701に従い2019年インセンティブ・プランの加入者に情報を提供することを要求される日のいずれかの早い方の日から、当社が米国証券取引所法第13条若しくは第15(d)条の報告要件に服することとなるか、規則12h-1(f)免除に依拠しなくなるか、又は米国証券法規則701に従い2019年インセンティブ・プランの加入者に情報を提供することを要求されなくなる時点まで、当社は、少なくとも6ヶ月毎に、2019年インセンティブ・プランの各加入者に対して、米国証券法規則701(e)(3)、(4)及び(5)に記載される情報を、作成から180日以内の財務諸表とともに提供するものとし、また、当該情報は2019年インセンティブ・プランの各加入者に対して、物理的に又は電子的交付により提供されるものとする。

(11) 2019年インセンティブ・プランの株主による承認

2019年インセンティブ・プランは、2019年インセンティブ・プランが当社の取締役会により決定された日から12ヶ月以内に、当社の発行済議決権付株式の過半数を有する株主により承認されなければならない。

(12) その他の諸条件

当社は、日本の会社法及び当社の定款に従い、2019年インセンティブ・プランに基づく本新株予約権の発行に際してその他の諸条件を定めることができる。

以上